

平成23年2月定例会市議会

条例の制定に関する資料

(議案第19号及び第20号)

総務局

## 趣 旨 書

題名 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する  
条例

### 1 改正の趣旨

国において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律に基づく、人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）が改正されたことに伴う改正

### 2 改正の概要

- (1) 一般の派遣職員の給与の算定方法について、現行制度では、派遣先機関の報酬額にかかわらず給与の100分の70を支給することとなるが、派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員給与に相当する給与年額を超えないようにするため、派遣期間中の給与の支給割合を100分の70未満にも設定できるように改める。（第4条関係）
- (2) 企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与について、派遣先機関から報酬が支給されないとき、又は報酬額が低いと認められるときに給与を支給するよう改める。（第8条関係）

## 趣 旨 書

### 題名 和歌山市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

退職手当制度の一層の適正化を図るため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設ける。特別職及び技能労務職員の退職手当の制度についても、一般職職員と同様の制度とする。

また、雇用保険法の改正に伴う所要の改正を行う。

#### 2 改正の概要

##### (1) 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。（第19条関係）

イ 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。（第16、20、21条関係）

ウ 退職手当の支給制限に関しては、非違の性質などを考慮して不支給ではなく一部を支給することが可能な制度を創設する。返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。（第16、18～21条関係）

エ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、退職手当の支給制限等の処分を行う際には人事委員会に諮問することとする。（第22条関係）

オ 雇用保険法の改正に伴い、退職時に支給された退職手当の額が同法の規定による失業給付相当額に満たない場合に支給される「失業者の退職手当」について規定の整理を行う。（第13条関係）

##### (2) 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

退職手当について、一般職員と同様の制度とするための改正を行う。

##### (3) 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

退職手当について、一般職員と同様の制度とするための改正を行う。

##### (4) 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第4条関係）

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

##### (5) 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第5条関係）

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。